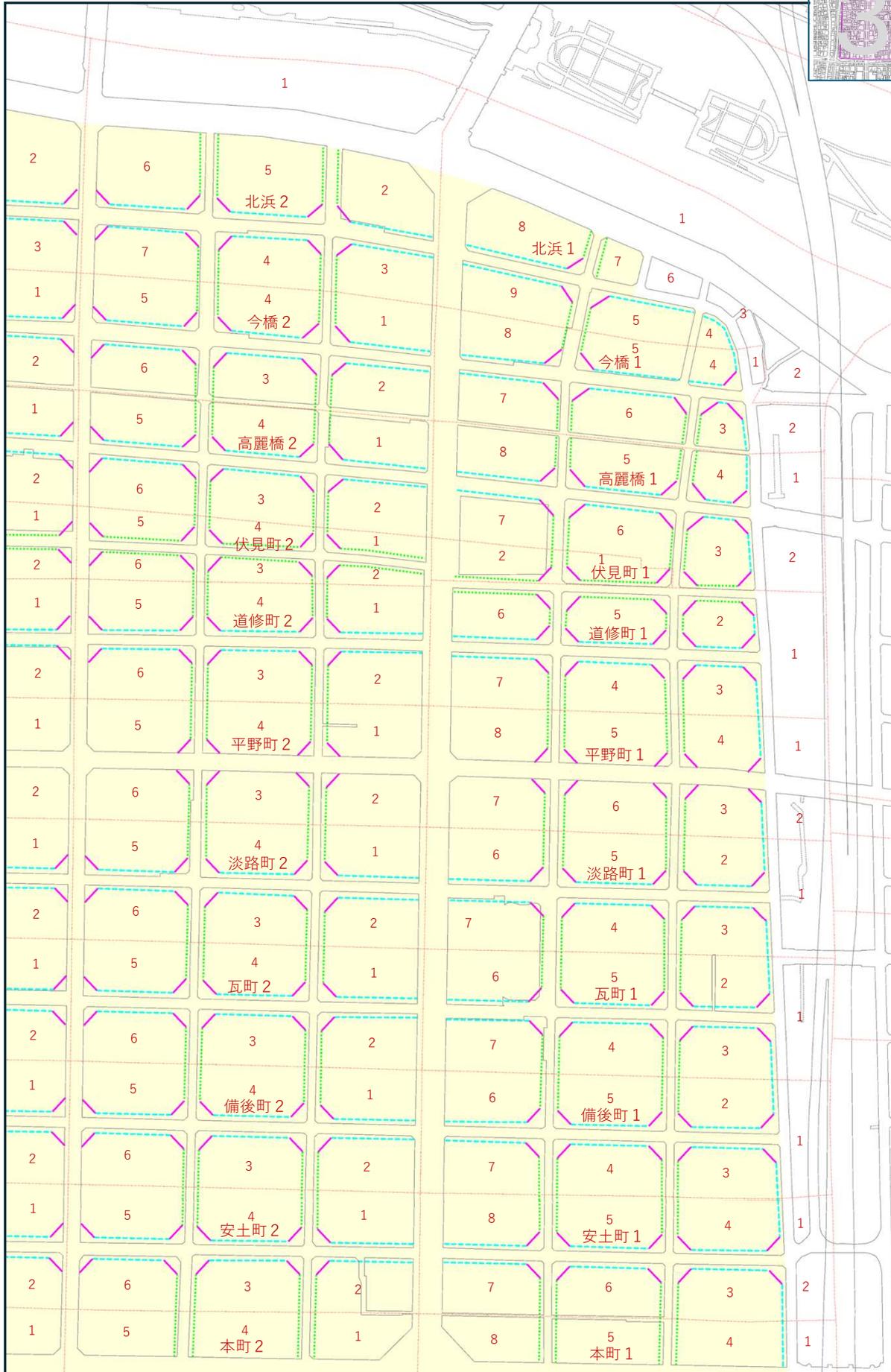


船場建築線の指定状況図（参考図）の凡例			
10m ↑ ↓ 10m	認定道路 5m ↓ 5m	道路中心線より5m 後退して指定する建築線	2.5mのすみ切り（街角剪除） を行う形に指定する建築線
12m ↑ ↓ 12m	認定道路 6m ↓ 6m	道路中心線より6m 後退して指定する建築線	片方が船場建築線区域内は、 区域内のみ後退が必要です。



船場建築線の指定状況図（参考図）（2/4）



この資料は、建築線指定図（昭和14年4月4日大阪府告示第404号）より転載したものです。
縮尺等については誤差があり、参考図として使用してください。